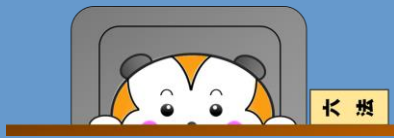


出前講義



体験しよう裁判員、聞いてみよう経験談
～18歳以上のあなたも選ばれます～

令和5年以降、18歳及び19歳の方も裁判員等として選任されることになるため、若年層の方に裁判員制度に対する関心を高め、不安を解消していただくとともに、裁判所としても若年層の方の受け止めを理解し、今後の制度運営や広報活動の在り方に活かしたいと考えて、香川大学で出前講義を実施しました。

出前講義は、刑事裁判や裁判員制度の概要説明、模擬事例を用いた評議への参加体験、裁判員経験者からの感想や裁判官からのメッセージをお伝えするといった内容で行いました。

ここでは、当日の様子をご紹介します。

●令和5年から、18歳・19歳の方も裁判員に選ばれる可能性があります！

令和5年に裁判員に選ばれる可能性がある方には、令和4年11月頃に、裁判員候補者名簿に記載されたことをお知らせする連絡が送付されます。

候補者に選ばれた方は、ぜひ積極的な参加をお願いいたします。

●具体的にはいつ頃選ばれるの？

裁判員に選ばれるのは、毎年作成される「裁判員候補者名簿」に記載された方ですが、18歳・19歳の有権者のうち来年に使用される名簿に記載された方に対しては、そのことをお知らせする通知が令和4年11月頃に送付されます。

その後、年明け以降、実際に選ばれる可能性があります。



裁判所ナビゲーター
さいたん

●刑事裁判や裁判員制度についての説明

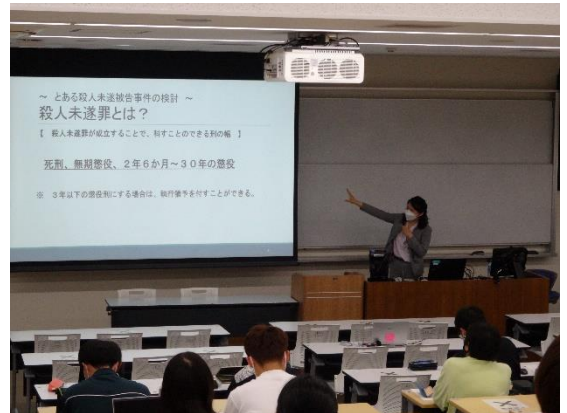


最初に講師紹介、本日の進行、刑事裁判、裁判員裁判の手続きの流れ等について、裁判官から説明をしました。

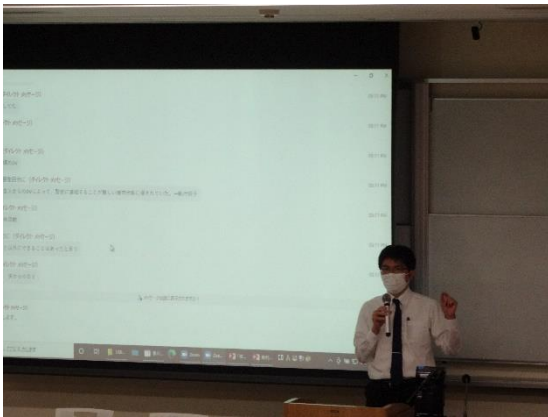
●模擬評議の題材となる事例の紹介等

今回の模擬評議にあたっては、被告人（妻）が、夫である被害者と口論となり、暴行を受けたため包丁で刺したという架空の殺人未遂事件を題材としました。裁判官からは、殺人未遂罪の内容や刑罰を決めるための考え方などについての説明を挟みながら、題材となる事件が紹介されました。

事件の説明は、講師の裁判官が被告人役として証言をしたり、御参加いただきました裁判員経験者の方が、検察官役として論告するなど、実際の法廷で行われる手続きを一部再現する方法により行われました。



●模擬評議



裁判員裁判では、法廷でのすべての審理が終わると、裁判官と裁判員が、評議室において、被告人は有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、一緒に議論し（評議）、決定する（評決）こととなります。

今回は、被告人を実刑（直ちに刑務所に入ってもらふこと）にするか、執行猶予（定められた期間社会内で生活をして、再び犯罪をしたときに刑務所に入ってもらふこと）にするか、そして、その結論とする理由は何かについて、学生のみなさんと意見交換をしました。

We b会議ツールのチャット機能を利用して、学生のみなさんに様々な観点から、多くの率直な意見を投稿してもらいながら、模擬評議は進んでいきました。

●裁判員経験者へのインタビュー

最後に、裁判員経験者の方へのインタビューを実施しました。

We b会議ツールのチャット機能を利用して学生のみなさんから質問をいただき、裁判員経験者の方には、率直な意見や感想をお答えいただきました。

また、裁判員制度に関する質問に対しては、裁判官が回答しました。



お話いただいた内容の一部を
次ページ以降でご紹介します。

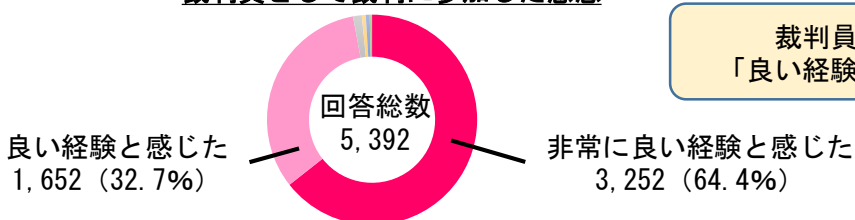


● 裁判員経験者へのインタビュー内容の一部を紹介（その1）

Q 裁判員裁判に参加する前に抱いていた裁判員裁判のイメージはどういうものですか？

裁判員裁判という言葉くらいは聞いたことがある程度で、呼出状が送られてきて不安だったんですが、同封されていたパンフレットで、裁判員を経験された方のアンケートで「よかった」という意見が90何パーセントっていうのを見て、安心して、裁判員裁判を経験することができました。

裁判員として裁判に参加した感想



裁判員経験者の9割以上の方が「良い経験」であったと感じています！



※「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（令和3年度）」を参考に作成

Q 裁判員としての活動のため、お仕事を休まれた場合、有給休暇でしたか？

裁判員裁判に参加することになったら、裁判所から証明書を発行してもらえるので、それを職場に提出し、特別休暇でその期間休みをもらえることになりました。

裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています（労働基準法7条）が、裁判員の仕事に従事するための休暇制度を設けることは義務づけられておりませんので、「裁判員休暇」のような特別の有給制度を設けるかどうかは、各企業の判断に委ねられています。



Q 裁判員候補者に選ばれたという通知がきた時、断ることはできるのでしょうか。仕事や学業で参加できない人たちもいると思うのですが。

この質問は、裁判員裁判制度に関する質問のため、裁判官が答えさせていただきました。裁判員候補者に選ばれた場合でも、学生であることを理由に裁判員を辞退することが可能です。もともと、貴重な機会ですから、積極的な参加をお待ちしております。



Q 自分と意見が異なる裁判員や裁判官とともに一定の結論を出す上で、大切にしていたことはありますか？

裁判員は、学生さんからお年寄りまで、男女関係なく集まりますので、色々な意見が出るのは当たり前だと思います。裁判官の方たちが全員の意見をきちんと聞き、大切にしてくれ、必ず意見をくみ取ってもらえます。自分の立場、様々な立場の意見があると思いますので、自分なりの意見を伝えるということを大切にしました。



●裁判員経験者へのインタビュー内容の一部を紹介（その2）

Q 今日、他の人の話を聞いただけでも自分の意見に自信をなくしてしまうのですが、精神的負担、ストレスというものはありましたか？

様々な意見があることについては、そんなに精神的負担にならなかったです。裁判員だと何も言うてはいけない、外に絶対言うてはいけない、選ばれたことも言うてはいけないと思ったのですが、言ってもいい内容については、アドバイスをくれたので、家族と話したりすることもできたので、ストレスを抱えるとか、悩むということはほとんどありませんでした。

法律上、何人も、名前、住所その他裁判員であることを特定するに足りる情報を公にしないこととされ、裁判員自身が、自分が裁判員であることを公にすることも含みます。これは、裁判員への接触や働き掛けを防ぎ、裁判員自身の平穩を保護するとともに、裁判員裁判の公平さを確保する目的もあるからです。そこで、例えばインターネットで自分が裁判員になったことを公表することは許されませんが、日常生活の中で、家族や親しい人、勤務先の関係者に裁判員になったことを話すことまでは禁止されません。なお、裁判員でなくなった後に、自分が裁判員であったことを公にすることは禁止されていません。



Q もし18、19歳の頃の自分が裁判員を経験するか迷っていたら、今経験したご自身として、アドバイスすることは何かありますか？

18歳で経験しても、70歳で経験しても初めての経験になると思います。今経験して、すごい良かったというか、貴重な体験だったと感じたので、18歳でも不安なく参加できますし、まったく知らなくても、裁判官の方が説明してくれるので、安心して参加してもらったと思います。

香川大学の皆様、またご参加いただきました裁判員経験者の方ありがとうございました。

裁判に参加することに不安を感じる方もいらっしゃると思いますが、法律知識は必要ありませんし、みなさんが安心して裁判員を務められるよう、裁判官や職員がサポートします。

今後とも、裁判員制度へのご理解とご協力をお願いします。

また、今後も様々な広報行事を実施していきますので、皆様の御参加をお待ちしております。

裁判員制度の詳しい情報はこちらへどうぞ

裁判員制度ウェブサイト <https://www.saibanin.courts.go.jp/>

